別紙1

11. 副作用

11.1 重大な副作用

【薬効分類】219 その他の循環器官用薬

【医薬品名】ボセンタン水和物

【措置内容】以下のように使用上の注意を改めること。

下線は変更箇所

現行 改訂案 1. 警告 1. 警告 本剤投与により肝機能障害が発現するため、肝機能検査を必ず投 本剤投与により肝機能障害又は自己免疫性肝炎が発現することが 与前に行い、投与中においても、少なくとも1ヵ月に1回実施する あるため、肝機能検査を必ず投与前に行い、投与中においても、 こと。なお、投与開始3ヵ月間は2週に1回の検査が望ましい。肝 少なくとも1ヵ月に1回実施すること。なお、投与開始3ヵ月間は2 機能検査値の異常が認められた場合はその程度及び臨床症状に応 週に1回の検査が望ましい。肝機能検査値の異常が認められた場 じて、減量及び投与中止など適切な処置をとること。 合はその程度及び臨床症状に応じて、減量及び投与中止など適切 な処置をとること。 7. 用法及び用量に関連する注意 7. 用法及び用量に関連する注意 AST、ALT値の上昇が肝障害の臨床症状、例えば、嘔気、嘔吐、発 AST、ALT値の上昇が肝障害又は自己免疫性肝炎の臨床症状、例え 熱、腹痛、黄疸、嗜眠又は疲労、インフルエンザ様症状(関節 ば、嘔気、嘔吐、発熱、腹痛、黄疸、嗜眠又は疲労、インフルエ ンザ様症状(関節痛、筋痛、発熱)などを伴う場合、又はビリル 痛、筋痛、発熱)などを伴う場合、又はビリルビン値が基準値上 限の2倍以上の場合は投与を中止すること。 ビン値が基準値上限の2倍以上の場合は投与を中止すること。

11. 副作用

11.1 重大な副作用

(新設)	自己免疫性肝炎
	本剤の投与開始数ヵ月から数年後にあらわれることがある。